

高知市農業施策等に関する

意見書

令和元年 10 月 24 日

高知市農業委員会

令和元年 10 月 24 日

高知市長 岡崎 誠也 様

高知市農業委員会
会長 大野 哲

令和 2 年度における高知市農業施策等に関する意見書について

農地等の利用の最適化を推進し、高知市の農業の発展と農業経営の安定を図るため、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり意見書を提出いたします。

記

農業・農村地域では、就農者の新陳代謝が進まず高齢化が進んでいます。農業人口においては、高知市ではこの 20 年間で半減し、農業の衰退に歯止めがかからない状態となっています。

そういった中、令和元年度には中四国初となる生産緑地制度を導入していただきました。これによって、固定資産税の上昇により農業経営が圧迫されてきた市街化区域内に農地を持つ農業者の方が、農業に少しでもやりがいを持っていただけるものと期待するとともに、今後は高知市独自の施策を通じて都市農地の保全等につなげていただけることを願っています。

農林水産部では今、「第 13 次高知市農業基本計画」の策定作業が進められており、この取組と並行して各地域では実質的な人・農地プランの作成に向けた活動が始まろうとしています。また、中山間地域では中山間地域等直接支払制度の第 5 期対策への移行が翌年に迫っています。いずれも、土地の農業的利用を明確にする、いわば農地のゾーニングが一斉に行われることになるわけですが、農業委員会も、農地制度の根幹を支える立場から、これらの活動に関わっていく必要があります。

直面する農業者の高齢化や人口減少等の課題に対し、地域の総合力をもって対応していかないと解決できないことばかりで、地域の力量が試されています。行政においても、引き続き農業者の頑張りを応援していただけることを切に希望します。

今回、提出しました意見書は、移動農業委員会等を通じて農業者からの意見・要望を取りまとめたものです。

農業・農地が地域社会の維持においても重要な役割を担っていることを認識していただくとともに、これらを次世代に引き継いでいくためにも、実効性のある施策の実施及び必要な予算の確保、また上部機関等への働きかけを行っていただきますよう、施策改善等に向けて次のとおり意見書を提出します。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

【 担い手への農地利用の集積・集約化に関する要望 】

(1) 「人・農地プラン」への取組強化と農地中間管理事業の推進

「人・農地プラン」の実質化に向けた取組について、農林水産部が主体となって、農業委員会も含めたJA、土地改良区などそれぞれの関係団体が保有する地図情報の一元化を図りながら、国の交付金等の支援措置導入を希望する地区を優先的に進めるとともに、同プランを核に農地の利用集積・集約化する農地中間管理事業の推進につながることを。

(2) 農業基盤の整備等による基幹作物の生産振興及び規模拡大のための支援

担い手への農地の集積・集約化と農業経営の効率化を図るためには、耕作道等の整備による営農条件の向上が不可欠であり、中山間地域のユズなど地域の基幹作物を生産振興していくために、個人の圃場でも補助対象にできる支援制度の研究・検討を行い、基盤整備に有利な制度活用を提案すること。

(3) 多面的機能支払交付金制度の導入支援

農地や農道などを保全する地域活動を支援する「多面的機能支払交付金」の制度について、その内容を知らない農業者も少なくなく、事務的な負担等から導入をあきらめる地域も見られるため、引き続

き説明会を開催するなどの周知に努め、農業者からの相談や組織の設立等に対して支援を行うこと。

【 耕作放棄地の発生防止・解消に関する要望 】

(4) 有害鳥獣被害防止のための予算の確保と新たな狩猟者の確保

① 鳥獣被害緊急対策事業において、令和元年度のイノシシの捕獲報償金の予算増額は、狩猟者の捕獲意欲が高まり有害鳥獣被害の抑制につながっていることから、今後も被害実態に即した予算確保を行うこと。

② 地域住民を対象とした狩猟の魅力発信と免許取得のための講習会や狩猟体験等の実施、ベテラン狩猟者による技術向上と伝承のための研修会を開催するなど、鳥獣被害の実情と狩猟の役割について社会的認知を図り、新たな狩猟者の確保と技術向上に努めること。

(5) 市街地を中心としたハクビシンの被害対策

近年、市街地にも生息域を広げているハクビシンによる被害を拡大させないために、有害鳥獣に関する情報提供のための学習会や意見交換会の開催、啓発パンフレットの配布等による啓発活動とともに、地域ぐるみの生態調査や追い払い、集落周辺が餌場とならない環境づくり等、地域住民や自治会組織と一体になった被害防止体制の整備を進めること。

(6) 稲作におけるジャンボタニシの食害対策

ジャンボタニシの食害が発生し、稲作農家はその駆除・対策に苦慮していることから、本市における効果的な防除対策や農法を確立させるとともに、稲作農家に対して圃場及びその周辺における効果的なジャンボタニシ対策を普及させること。

(7) 放置竹林による侵食被害防止のための取組

- ① 放置竹林の現状調査を実施し、竹林所有者の理解・協力を得て、周囲の林や農地への侵食防止のための管理を、竹林を適正管理している所有者やボランティア団体等に委託できる仕組みを構築すること。
- ② 本市では放置竹林問題に関連する環境対策、産業振興、農業振興、林業振興を異なる部署が担当していることから、明確な担当部署を定め、相互協力による課題解決に向けた取組を進めること。

(8) 中山間地域等直接支払制度第5期対策移行の支援

遊休農地の発生抑制につながっている中山間地域等直接支払制度の第5期対策への移行を支援するためにも、協定代表者等の農業者からの意見を中山間農業活性化事業費補助金の見直しに反映し、同補助金の有効活用を行うこと。

【 新規参入の促進に関する要望 】

(9) 新規就農者等に提供する中古ハウスの確保を図る仕組みと支援制度の創設

施設園芸を目指す新規就農者の参入と定着には、初期投資の軽減等から中古ハウスを地域資源として有効利用する必要があるが、ハウスの維持管理と貸借は所有者の都合に委ねられるため、所有者が安心して貸せるよう公的な機関が中間保有するなどの仕組みづくりや協力金等の支援制度を設けることで、中古ハウスの流動化を図ること。

(10) 後継者確保のための親元就農支援の拡充

農業者の確保と農地の維持・継続には、親元就農が最も効率的であることから、農家子弟が親元就農しやすい環境を整えるために、農業次世代人材投資事業や高知県担い手支援事業の対象にならない農家子弟への給付金又は受入農家に対しての支援措置の導入を行うこと。

(11) 認定農業者制度の周知と営農指導体制の強化

農業者からは認定を受けるメリットが少ないという声がある一方で、国や県の制度では認定農業者等を施策対象とする情勢も見られるため、認定農業者を増やす取組は農業振興上において重要であり、既に認定された農業者の経営改善に対する支援も欠かせないことから、認定農業者制度の周知とともに県と連携して営農指導体制を強化すること。

2 高知市の農業発展に関する要望

(1) 市街化区域内農地保全のための生産緑地制度の拡充

生産緑地制度の導入は、市街化区域内農地の保全と所有者の負担軽減のための大きな一歩となったが、申請を見合わせた農業者も見られることから、さらなる制度の周知を図りながら、農産物の供給以外にも学校教育や市民農園等での活用に配慮するなど、本市独自の施策を策定することによって本市の都市農業の安定的な継続を図ること。

(2) 農業用タンクの津波被害対策への支援拡充

① 本市において津波被害対策が未整備となっているタンクの中には周囲に防油堤を設置する場所を確保できないケースがあることから、タンク周囲の土地に余裕がない場合の整備についても支援すること。また、放置されている農業用タンクも同様に被害をもたらす可能性があることから、放置タンクの撤去費用についても事業の補助対象とすること。

② J A高知県（春野地区）管内に比べ、J A高知市管内のタンク整備実績が約5分の1と低調であることから、J A高知市に対し今後の整備数増加のための積極的な協力を求めること。

(3) 大規模災害の復旧・復興に必要な地籍調査の実施

南海トラフ地震等の大規模災害の発生時における迅速な復旧・復興のために地籍調査の実施は重要であり，特に津波浸水想定地域においては進捗率の目標を掲げ，予算の獲得とともに早期完了に向けて事業を推進すること。

(4) 農業 ICT 技術等を活用した機械化・施設化の推進

個々の農家が高齢化する中，急傾斜地の多い中山間地域ではユズ等の栽培管理，特に農薬散布は労力を要し，高品質を維持していく上で大きな課題となっている。これからの農業は機械化・施設化抜きでは経営を維持することが困難であるため，行政や関係機関による研究チームを立ち上げ，機械化・施設化の導入に向けた支援を行うこと。

(5) 農業用水の水質保全と安定供給のための予算確保

農業用水は営農に欠くことのできない基礎的な資源であり，農業者の減少や耕作放棄地の増加など厳しい状況の中，良質な農業用水の確保とその有効活用は営農条件の向上につながるため，水質保全と安定供給のために施設整備等の予算を確保すること。

(6) 学校給食米の全量高知市産使用に向けた施策実施

学校給食において，早期に高知県産米から高知市産米への全量切り替えを実現させるために，第3次高知市食育推進計画に基づいた地域農業の発展及び地産地消への姿勢を明らかにして具体的な施策に取り組むこと。

(7) 春野町仁ノ地区の農地排水対策の推進

春野町仁ノ地区において、豪雨時の排水不良による浸水や圃場の冠水被害の発生を未然に防ぐために、残された用地の買収を早急に実施し、1日も早い排水路工事の着手と早期完成を目指すとともに、工事の進捗状況について地区の農業者に対して逐次報告を行うこと。

(8) 農業振興地域整備計画の変更手続きの改善と全体見直しの実施

① 本市における農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地区域内の土地を同区域から除外する変更に係る事務手続きには相当の時間を要していることから、県の担当部局との調整を行うなどして、手続きの迅速化を図ること。

② 農業振興地域整備計画では現在の状況とかい離している土地もあり、農業上の土地利用が困難な土地も見られるため、基礎調査を通じて同計画の全体見直しを行い農業の振興に資すること。

(9) 農業委員会活動に対する予算措置

来年7月に新たに任命される農業委員・農地利用最適化推進委員の資質向上を目的とした研修をはじめ、農地の現地確認等において安全かつ効率的な業務遂行に必要な四輪駆動の公用車やタブレット端末による業務の効率化等、今後求められる農業委員会活動の推進のために必要な予算を確保すること。

3 国・県への要望

(1) 食料自給率向上のための農業施策拡充

わが国の食料自給率は平成30年度においてカロリーベースで37%と低く、依然として低下傾向にあることから、「食料・農業・農村基本計画」において設定した令和7年に45%まで引き上げる目標達成のために、意欲ある担い手と農業資源の確保、農業技術の開発・普及、農業従事者の所得向上等の具体的な農業施策を実施すること。

(2) 農業者年金における保険料補助の拡大

国際連合において2019年から2028年が国連「家族農業の10年」と定められ、食料安全保障における家族農業の担う役割が重要視される中、わが国においても98%を占める家族農業の維持・活性化のためにも、その担い手として農業に取り組む後継者の配偶者が農業者年金の保険料補助の対象となるよう制度を見直すこと。

(3) 農業次世代人材投資事業の制度見直し

地域農業の中心的な担い手を育てるとともに、地域で培われた栽培技術を継承していく観点から、親と一緒に経営を行う親元就農者に対して親と同一の栽培作目でも農業次世代人材投資事業の適用が受けられるよう制度の見直しを行うこと。

(4) 春野地域における新川川流域の治水対策

- ① 春野地域の新川川（長浜川）の護岸整備について、可能な限り工事の早期完成を目指し、継続的な予算を確保するとともに、完成までのスケジュールを提示すること。

- ② 遅能の底井流の改修については、豪雨時における南北の水量を想定した適切な工事を早期に実施すること。